

令和8年度構造設計一級建築士講習 受講要領

§ 1. 講習案内

受講申込については、原則として「インターネットによる受付」となります。

インターネットによる受講申込を行うことができない場合、紙による受講申込をご案内します。紙による受講申込を希望する場合、令和8年6月16日までに公益財団法人建築技術教育普及センター(以下センターという)へお問合せください。

1-1. 受講申込区分

以下の申込区分より該当するものを選択してください。

(1) 申込区分Ⅰ(全科目受講)

講習の全科目を受講する場合の区分で、「一級建築士」が対象となります。初めて受講する方、または過去に受講した方のうち科目免除対象者(下記(2)(3)に該当しない場合)については、申込区分Ⅰよりお申込ください。

(2) 申込区分Ⅱ(法適合確認のみ受講)

令和6年度または令和7年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において、「構造設計」の科目に合格された方のうち、「建築物の構造に関する科目」の講義及び「構造設計」の修了考査について免除を希望する場合の区分です。

(3) 申込区分Ⅲ(構造設計のみ受講)

令和6年度または令和7年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において、「法適合確認」に合格された方のうち、「構造関係規定に関する科目」の講義及び「法適合確認」の修了考査について免除を希望する場合の区分です。

(注) 「一級建築士」かつ「構造計算適合性判定資格者(①平成19～20年に構造計算適合性判定に関する講習会を受講後、構造計算適合性判定員候補者名簿に掲載された者、②建築基準法施行規則第10条の15の3の規定に基づく者)」の場合、講義の一部及び修了考査の免除を希望することができます。上記に該当する場合、予めセンターへご連絡ください。

※平成27年から令和6年までに実施された構造計算適合性判定資格者(適合の後に「性」が付かない資格)は上記に該当しません。

1-2. 受講手数料

(1) 受講手数料(消費税を含む。別途インターネット決済手数料が必要です。)

- ①申込区分Ⅰ(全科目受講) 55,000円(令和6-7年度受講時のテキストをお持ちの方については49,500円)
- ②申込区分Ⅱ(法適合確認のみ受講) 44,000円(令和6-7年度受講時のテキストをお持ちの方については38,500円)
- ③申込区分Ⅲ(構造設計のみ受講) 49,500円(令和6-7年度受講時のテキストをお持ちの方については44,000円)

(2) センターの責により受講することができない場合、受講手数料を返還します。

(3) 受講資格審査の結果、受講資格なしと判断された場合、受講手数料から審査手数料2,200円(うち消費税額200円)を控除した金額を返還します。

(4) 次の項目に該当する場合、受講手数料を返還することはできません。

- ・講義または修了考査を欠席した場合
- ・講義の一部を欠席または修了考査の結果により未修了となった場合

1-3. 講習の構成

(1) 講習については、講義(2日間)と修了考査により構成されます。講義については、「会場での受講方式」と「配信動画の視聴による受講方式」(配信期間:令和8年9月18日から10月16日まで)のいずれかを選択してください。ただし、修了考査については、受講方式にかかわらず会場での受検が必要となります。

(2) 講義については、事前に撮影された動画の上映または配信により実施します。

(3) 受講すべき講義の一部を欠席した場合、または受講すべき講義動画の視聴を完了しなかった場合、修了考査を受検することはできません。

(4) テキストの取扱い等

①令和6年度または令和7年度の講習を受講したことがある場合

令和8年度の講習については、令和6年度の講習と同じテキスト(2024年版)を使用するため、令和6年度または令和7年度の講習を受講したことがある場合、そのテキストを必ず持参してください。テキストを持参しない場合または紛失した場合、テキストの無償貸与は行いません。

テキストを紛失した場合、講習会場において5,500円(うち消費税額500円)で販売します。

②初めて受講する場合及び令和5年度以前に受講した場合

イ.「会場での受講方式」を選択した場合、講義の初日に会場でテキストを配布します。

ロ.「配信動画の視聴による受講方式」を選択した場合、令和8年9月17日（動画配信開始の前日）までに到着するよう、テキスト及び動画視聴に関する案内を送付します。

(5) 会場での講義及び修了考査については、以下の日程を予定しています。（○は受講すべき科目）

日 程		標準時間	内 容	申込区分		
				I	II	III
講 義	第 1 日	10：00～12：10	建築物の構造に関する科目(その1)	○	免除	○
		13：10～17：40	構造関係規定に関する科目	○	○	免除
	第 2 日	10：00～12：00	建築物の構造に関する科目(その2)	○	免除	○
		13：00～17：30	建築物の構造に関する科目(その3)	○	免除	○
修了考査	11月29日	10：00～13：00	法適合確認	○	○	免除
		14：15～17：15	構造設計	○	免除	○

1-4. 講習地及び講習日程

(1) 講習地及び講習日程については、以下の表より選択してください。

(2) 各日程で受講希望者が集中した場合、希望する講習地及び講習日程で受講できないこともあります。

(3) 講習地及び講習日程については、令和8年9月1日(予定)から*マイページで発行する受講票により通知します。

*マイページとは、インターネットによる受付において受講申込手続き完了後から利用できる受講者専用のページです。

(4) 講習日程表

講習地	講習コード	講 義			修了考査	
		受講方式	日程	会場	日程	会場
札幌市	A A	会場	10/15～10/16	大五ビル2階会議室	11/29	かでの2・7
	A B	配信動画	9/18～10/16	オンライン		
仙台市	B A	会場	10/15～10/16	宮城県建設産業会館	11/29	宮城県建設産業会館
	B B	配信動画	9/18～10/16	オンライン		
東京都	C A	会場	10/1～10/2	国際ファッションセンター 10階10A	11/29	東京海洋大学 品川キャンパス
	C B	配信動画	9/18～10/16	オンライン		
名古屋市	D A	会場	10/1～10/2	昭和ビル9階会議室	11/29	昭和ビル9階ホール
	D B	配信動画	9/18～10/16	オンライン		
大阪府	E A	会場	10/15～10/16	OMM2階会議室	11/29	天満研修センター
	E B	配信動画	9/18～10/16	オンライン		
広島市	F A	会場	10/15～10/16	広島県情報プラザ	11/29	広島県情報プラザ
	F B	配信動画	9/18～10/16	オンライン		
福岡市	G A	会場	9/28～9/29	福岡商工会議所	11/29	福岡商工会議所
	G B	配信動画	9/18～10/16	オンライン		

1-5. 講習地の変更

(1) 講 義

①講習地の変更

講習地の変更については、原則として認めません。転勤等やむを得ない事情があり、変更希望先の会場に空席がある場合に限り認めることがあります。選択した講義日程の2週間前までにセンターへ連絡してください。（15頁参照）

②受講方式の変更

「会場での受講方式」から「配信動画の視聴による受講方式」への変更については、発熱や咳等の体調不良により会場での受講が困難な場合に限り認めます。選択した講義日程の前日までにセンターへご連絡ください。（15頁参照）

※「配信動画の視聴による受講方式」から「会場での受講方式」への変更については、座席数の都合により認めません。

(2) 修了考査

修了考査の講習地については、講義を受講した講習地となります。

1-6. 修了考査

(1) 修了考査については、令和8年11月29日に実施します。

(2) 修了考査については、次の考査区分や出題形式等により行います。

出題の対象については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能に関するものとします。「構造設計一級建築士講習テキスト(2024年改訂版)」及び「建築物の構造関係技術基準解説書」(2025年版推奨)の参照を可とします。

※「建築物の構造関係技術基準解説書」(2025年版)については、センターによる発行ではありません。(一財)建築行政情報センターまたは(一財)日本建築防災協会へお問合せください。

考査区分	出題科目	出題形式	出題数
法適合確認	構造関係規定に関する科目	・理由記述付き4肢択一式 ・記述式問題	・10問 ・3問
構造設計	建築物の構造に関する科目	・理由記述付き4肢択一式 ・記述式問題	・10問 ・3問

(注1) 理由記述付き4肢択一式とは正答肢を選択後、その理由について記述する問題です。

(注2) 解答にあたり適用すべき法令については、令和8年4月1日に施行されているものを予定しています。

①講義については、申込区分により該当する全ての講義に出席する必要があります。

②修了考査については、「法適合確認」及び「構造設計」に合格した場合、講習修了と判定します。

考査区分	出題形式・出題数	判定方法(概要)
法適合確認	・理由記述付き4肢択一式：10問 ・記述式問題：3問	理由記述付き4肢択一式10問の評価の合計が一定以上であること、かつ、記述式3問について、問題ごとに一定以上の評価が得られ、かつ、理由記述付き4肢択一式及び記述式の評価の合計が一定以上であること
構造設計	・理由記述付き4肢択一式：10問 ・記述式問題：3問	理由記述付き4肢択一式10問の評価の合計が一定以上であること、かつ、記述式3問について、問題ごとに一定以上の評価が得られ、かつ、理由記述付き4肢択一式及び記述式の評価の合計が一定以上であること

(4) 修了考査については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能を修得したか否かを判定できるよう、次の表に掲げる内容が出題されます。

考査区分	内容
法適合確認	・構造関係規定上不適切な部分を有する設計図書を提示し不適切な箇所及びその理由を指摘する問題や構造設計の基礎的な知識及び理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の法適合確認を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)
構造設計	・計画条件を与えた上で、壁量計算、剛性評価、モデル化、座屈、変形能力など構造設計に関する理解力を問うための記述式の問題や、構造設計者の倫理、建築物に関する荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画、構造計算等の総論、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造等の各種建築構造の特性、免震・制振、地盤・基礎、非構造部材、防・耐火設計、耐震診断・耐震補強等に関する理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の設計を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)

1-7. 修了発表

(1) 修了考査の結果通知

令和9年1月29日予定

修了考査の結果については、*マイページにより通知します。結果通知の郵送については、令和7年度より廃止となりました。修了証及び未修了通知については、電子発行となります。マイページよりダウンロードしてください。

*マイページとは、インターネットによる受付において受講申込手続き完了後から利用できる受講者専用のページです。

また、修了者の受講番号についてセンターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。

(2) 修了考査の区分合格について

令和8年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」または「構造設計」に合格した場合、その申請により令和10年度の講習まで「法適合確認」または「構造設計」に係る講義及び修了考査を免除します。

※ 免除の申請を行う場合、過去の受講票または未修了通知書が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

(3) 講習教材等の公表

講習教材(テキスト)及び修了考査問題、結果の判定基準概要については、修了発表に併せて一定期間センター支部の事務所において、希望により閲覧することができます。

1-8. 構造設計一級建築士証の交付手続き

(1) 交付申請

講習修了者については、構造設計一級建築士証の交付により「構造設計一級建築士」の称号が付与されます。交付申請の期間については、修了日(修了考査実施日)以降1年以内となります。この期間内に各都道府県の建築士会へ交付手続きを行ってください。

(2) 交付申請窓口及び問合せ先

各都道府県の建築士会(詳細については([公社](#))[日本建築士会連合会ホームページ](#)または修了発表日に送付される通知メールに記載の交付申請の案内 URL を参照してください)

§ 2. 受講資格

2-1. 受講資格について

「一級建築士」として5年以上構造設計の業務に従事した方が対象。

構造設計の業務と同様の取扱いが認められるものとして、平成25年国土交通省告示第732号及び国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定)により具体的な業務経験が明確化されたほか、「構造設計の補助業務」及び「構造に関する工事監理の補助業務」については、平成25年国土交通省住宅局建築指導課長通知により、業務経験に含めない時期が設定されました。これらによる業務経験として認められる業務等について、次の(1)及び(2)に提示します。

(1) 業務経験として認められる業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
構造設計の業務	建築士法第10条の3第1項第一号
確認審査等の業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定	平成25年国土交通省告示第732号
確認審査等の補助業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定の補助業務 工事監理の業務(建築物の構造に関するものに限る。)	国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定) (平成25年7月31日付け国住指第1433号)

(2) 過去の講習において国土交通大臣の確認を経て業務経験として認められてきた業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
構造設計の補助業務 * ※ 平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	国土交通省住宅局建築指導課長通知 (平成25年9月5日付け国住指第1931号)
構造に関する工事監理の補助業務 * ※ 平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	

*1 建築士法第10条の3第1項第一号に定める講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるものとなるには、平成25年国土交通省告示第732号第1項第二号の規定に基づき、国土交通大臣の確認を受ける必要があるため、結果的に受講資格として認められない場合があります。

*2 過去に申し込まれた方で、業務経歴に構造設計の補助業務又は構造に関する工事監理の補助業務が含まれている方は、センターより直近の業務経歴を追加請求する場合があります。

(注)「業務経験」として認められないものの例を、下欄に示します。

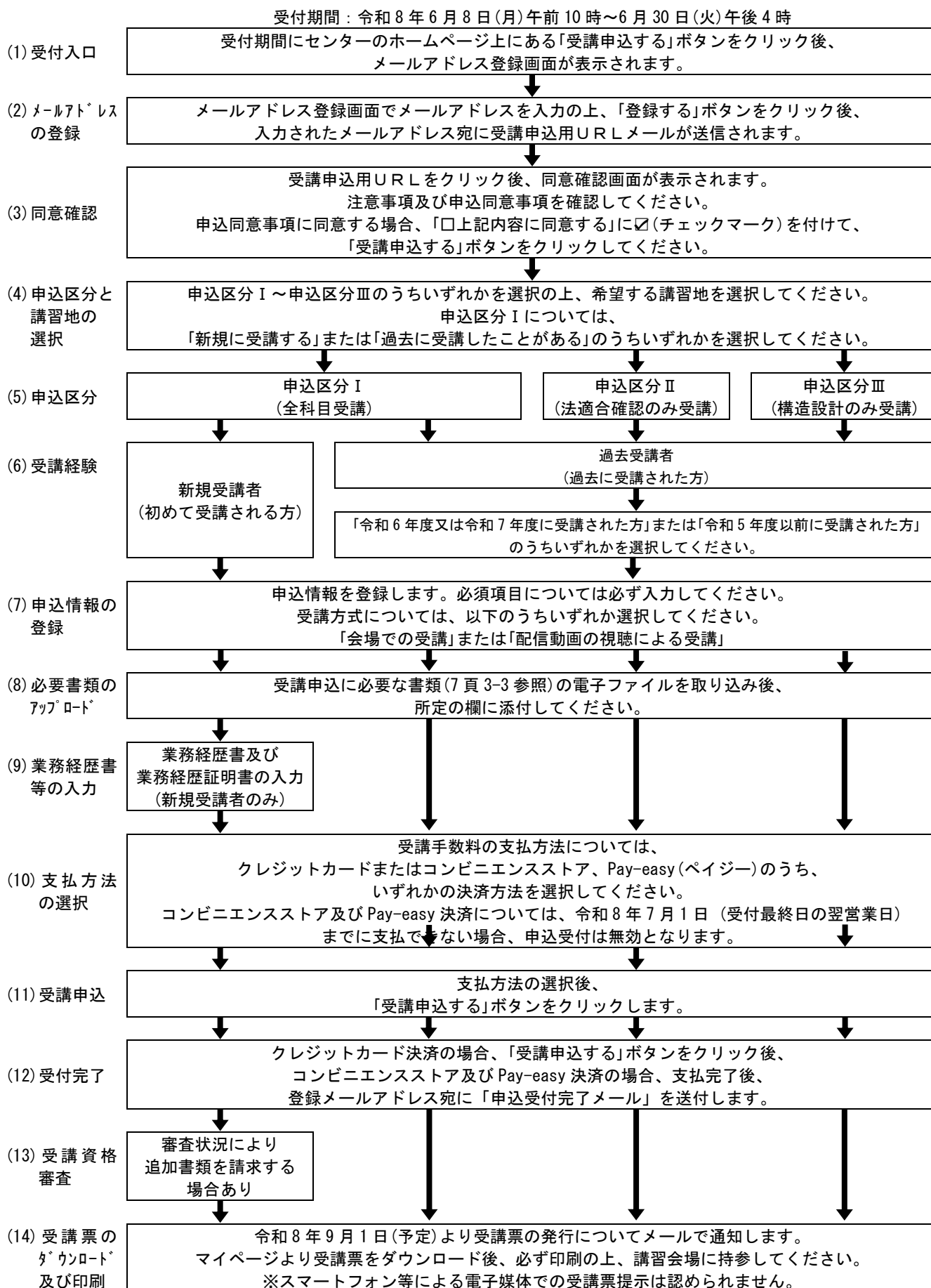
- ・平成25年10月1日以降に従事した構造設計の補助業務
- ・平成25年10月1日以降に従事した構造に関する工事監理の補助業務
- ・構造以外の設計(意匠設計、設備設計等)
- ・構造以外の工事監理
- ・積算
- ・施工・施工管理
- ・研究・教育
- ・行政(確認申請の審査業務、構造計算適合性判定業務を除く。)
- ・土木関係の業務
- ・都市計画関係の業務
- ・環境等の業務
- ・構造計算プログラム作成業務

2-2. 業務経験年数の計算方法について

業務経験年数を計算する対象については、一級建築士免許登録の日から令和8年9月17日までを業務経験期間として算入することができます。

§ 3. 受講の申込み

3-1. インターネットによる受付の手順 (詳細は受付画面上で確認してください。)



3-2. 受講申込受付

(1) 受付期間

令和8年6月8日(月)午前10時から6月30日(火)午後4時まで

(2) 申込方法

受付期間にセンターホームページより必要な情報(業務経歴書・業務経歴証明書を含む)を入力後、顔写真及び受講申込に必要な書類(下記3-3参照)の電子ファイルをアップロードの上、センター指定の決済方法(クレジットカードまたはコンビニエンスストア、Pay-easy)により受講手数料を納付してください。

3-3. 受講申込に必要な書類

(1) 全ての受講者が準備するもの

無帽・無背景・正面で撮影された顔写真(JPGまたはJPEG形式、5MB以内、直近6か月以内のもの)

(2) 初めて受講する方が準備するもの

①一級建築士免許証または一級建築士免許証明書(PDF形式、5MB以内のもの)

②業務経歴書・業務経歴証明書の下書き

申込情報の登録画面で必要項目を入力の上、必要書類の電子ファイルを所定欄に添付後、業務経歴書・業務経歴証明書の入力フォームで必要事項を入力します。なお、入力時間には制限があります。具体的には、同一画面を表示した状態で約30分経過した場合、タイムアウトとなります。業務経歴書及び業務経歴証明書作成の際には、予め下書きの準備をするよう推奨します。

業務経歴証明書については、第三者(下記イ～ハ)による証明が必要となります。

イ. 本人が建築士事務所に所属している場合、当該建築士事務所の管理建築士

ロ. 本人が管理建築士である場合、原則として事務所内の他の建築士

ハ. 個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合、これらの証明ができない場合、事務所外の他の建築士(同業者、取引先、知人でも可。)

(3) 過去に受講した方が準備するもの

①申込区分Ⅰ(全科目受講)

イ. 令和6年度または令和7年度に受講した場合

令和6年度または令和7年度の受講票、もしくはその未修了通知書

ロ. 令和5年度以前に受講した場合

令和5年度以前の受講票または未修了通知書

②申込区分Ⅱ(法適合確認のみ受講)または申込区分Ⅲ(構造設計のみ受講)

令和6年度または令和7年度の受講票、もしくはその未修了通知書

過去の受講票等を紛失した場合、センターへお問合せください。(15頁参照)

(4) その他

婚姻等の理由により証明書類または受講票等に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合、所定の欄に戸籍抄本または戸籍謄本を添付してください。

3-4. 受講票の発行等

(1) 受講申込書を受付の上、センターによる受講資格審査後、受講資格ありと認められた場合、令和8年9月1日(予定)より受講票の発行についてメールで通知します。マイページから受講票をダウンロード後、必ず印刷の上、講習会場に持参してください。

※受講票をダウンロードできない場合、センターへお問合せください。(15頁参照)

(2) 受講票については、翌年以降の構造設計一級建築士講習を受講する場合、過去の受講を証明する書類となるため、紛失しないよう大切に保管してください。

§ 4. 業務経歴書・業務経歴証明書の入力方法

4-1. 業務経歴書入力に係る注意点

- (1) 一級建築士登録後の構造設計等に関する業務経験について、担当した業務期間の合計が5年以上となるよう、直近のものから順に入力してください。
- (2) 複数のプロジェクトに関する業務を同時に実施していた期間は、一つの業務についてのみ期間を入力してください。
- (3) 確認審査等、年間に多数の物件を扱っている場合、期間内の代表的な物件を入力後、業務の内容欄にその他の物件数、建築物の用途(共同住宅等)を入力してください。
- (4) 構造設計の業務内容・期間を優先して入力後、構造設計のみでは5年に満たない場合、構造設計以外の業務(工事監理・建築確認審査等)を入力してください。
- (5) 「構造設計の補助業務」及び「構造に関する工事監理の補助業務」については、平成25年10月1日以降に従事したものは業務として認められません。
- (6) 業務期間に重複のある場合、【開始年月】から【終了年月】の入力欄がピンク色に着色され、エラーメッセージが表示されます。重複のある開始(または終了)年月を確認してください。
- (7) 全ての項目について入力してください。入力不足の項目については、背景がピンク色に着色され、エラーメッセージが表示されます。

4-2. 業務経歴書の入力例

番号	建築物・勤務先		この期間における業務全体の内容及び構造設計等を担当した業務の内容	当該業務を実施した期間 (令和X年X月XX日まで算入可)		
				【開始年月】 から 【終了年月】	期間 年 月	
1	建築物の名称	〇〇区役所	基本設計として、安全性能の設定、設計方針の設定を行い、構造計画概要書を作成した。実施設計として、応力解析や各部の設計を行い、構造設計図、構造計算書を作成した。	2019(令和元) 年 8 月 から 2024(令和6) 年 5 月	4	10
	建築物の所在地	〇〇都〇〇区〇〇1-1-1				
	建築物の竣工(予定)年月	2026(令和7)年 5月				
	建築物の規模	延べ面積 20,000㎡ 7階建				
	建築物の構造	SRC造				
	建築物の用途	庁舎				
	勤務先名称	(株)〇〇建設				
勤務先所在地	〇〇都〇〇区〇〇4-4-4	一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 基本設計 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 実施設計 <input type="checkbox"/> 3. 工事監理 <input type="checkbox"/> 4. その他			
勤務先所属部署・役職	構造設計部課長					
2	建築物の名称	〇〇ハイツ	指定確認検査機関の検査員として、左記物件の他約70件の共同住宅又は店舗の構造設計図書について、構造に関する審査業務を行った。	2018(平成30) 年 6 月 から 2019(令和元) 年 7 月	1	2
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇2-2-2				
	建築物の竣工(予定)年月	2020(令和2)年 3月				
	建築物の規模	延べ面積 4,000㎡ 8階建				
	建築物の構造	RC造				
	建築物の用途	共同住宅				
	勤務先名称	〇〇確認検査機構				
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇3-3-3	一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	<input type="checkbox"/> 1. 基本設計 <input type="checkbox"/> 2. 実施設計 <input type="checkbox"/> 3. 工事監理 <input checked="" type="checkbox"/> 4. その他			
勤務先所属部署・役職	確認検査部主任					

番号	建築物・勤務先		この期間における業務全体の内容及び構造設計等を担当した業務の内容	当該業務を実施した期間 (令和X年X月X日まで算入可)		
				【開始年月】 から 【終了年月】	期間	
					年	月
3	建築物の名称	〇〇スポーツセンター	構造設計条件の詳細確定を行った上で、各部材を検討した。 応力解析に用いるモデルの設定及び構造計算を行った。 構造設計図の作成は、部下に行わせ、自らは、構造計算書の作成を行った。	2017(平成29) 年 8 月 から 2018(平成30) 年 1 月	0	6
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇3-4-5				
	建築物の竣工(予定)年月	2018(平成30)年 9 月				
	建築物の規模	延べ面積 3,300 m ² 5 階建				
	建築物の構造	その他				
	建築物の用途	体育館				
勤務先名称	〇〇建築構造設計事務所		担当した業務の分類(下記1~4のうち該当する番号をすべて選択してください。)			
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1		一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	<input type="checkbox"/> 1. 基本設計 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 実施設計 <input type="checkbox"/> 3. 工事監理 <input type="checkbox"/> 4. その他		
勤務先所属部署・役職	設計部課長代理					
4	建築物の名称	〇〇産業本社ビル	事務所において、設計した物件について、建設会社からの要請に基づき建築現場に出向した。 施工管理を5か月行った後、工事監理を行った。 ※施工管理は業務期間として算入できませんので、実際の業務期間は3か月となります。	2016(平成28) 年 12 月 から 2017(平成29) 年 7 月	0	9 3
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇2-3-4				
	建築物の竣工(予定)年月	2017(平成29)年 7 月				
	建築物の規模	延べ面積 4,300 m ² 7 階建				
	建築物の構造	SRC 造				
	建築物の用途	事務所				
勤務先名称	〇〇建築構造設計事務所から〇〇建設へ出向		担当した業務の分類(下記1~4のうち該当する番号をすべて選択してください。)			
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1		一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	<input type="checkbox"/> 1. 基本設計 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 実施設計 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 工事監理 <input type="checkbox"/> 4. その他		
勤務先所属部署・役職	設計部構造主任					
5	建築物の名称	〇〇総合センター	計画条件の設定の段階からプロジェクトに参加し、類似事例の調査、関係法令の確認を行いつつ、構造種別の検討を行い構造計画の策定を行った、当該計画に基づいて、構造計画概要書の作成を行った。	2015(平成27) 年 5 月 から 2016(平成28) 年 11 月	1	7
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3				
	建築物の竣工(予定)年月	2018(平成30)年 10 月				
	建築物の規模	延べ面積 40,000 m ² 13 階建				
	建築物の構造	RC 造				
	建築物の用途	映画館、集会場				
勤務先名称	〇〇建築構造設計事務所		担当した業務の分類 (下記1~4のうち該当する番号をすべて選択してください。)			
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1		一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 基本設計 <input type="checkbox"/> 2. 実施設計 <input type="checkbox"/> 3. 工事監理 <input type="checkbox"/> 4. その他		
勤務先所属部署・役職	設計部主任					

項目を追加する

※業務経歴欄が足りない場合、上記ボタンをクリックすると項目が追加されます。

業務期間の合計	8 年 4 か月
---------	----------

※当該業務を実施した期間及び業務期間の合計は自動計算されます。

4-3. 業務経歴証明書の入力上の注意

- (1) 業務経歴証明書については、第三者(下記①～③)による証明が必要となります。
- ①本人が建築士事務所に所属している場合、当該建築士事務所の管理建築士
 - ②本人が管理建築士である場合、原則として事務所内の他の建築士
 - ③個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合、これらの証明ができない場合、事務所外の他の建築士(同業者、取引先、知人でも可。)
- (2) 同意欄の各項目(下記□①～□③)については、全て✓マークを入れてください。✓マークが付いていない項目がある場合、証明者欄の入力に進むことができません。

4-4. 業務経歴証明書の入力例

業務経歴証明書

- ！ ①下記の建築士に上記業務経歴の確認を受けました。
②下記の建築士に虚偽の申請をした場合、建築士として処分を受けることがあることを理解した上、証明者となることに同意を得ています。
③下記の建築士に当該講習の申込に係る質問の電話等が(公財)建築技術教育普及センターよりあった場合、誠実に対応し、事実を回答することについて了承を得ています。

証明者氏名(漢字)*	姓 <input type="text" value="構造"/> 名 <input type="text" value="一郎"/> ※使用する文字は、「JIS第一水準・第二水準」としてください。
建築士免許種類*	<input checked="" type="radio"/> 一級建築士 <input type="radio"/> 二級建築士 <input type="radio"/> 木造建築士
登録都道府県	<input type="text" value="都道府県"/> v ※二級・木造の場合は必ず記入してください。
登録番号*	1234567
勤務先(部署名まで)*	(株)〇〇建設構造設計部部长
電話番号*	<input type="text" value="0123"/> - <input type="text" value="4567"/> - <input type="text" value="7890"/>

§ 5. 講習受講時における注意事項

5-1. 携行品について

■講 義(会場での受講方式を選択された方のみ)

(1) 必ず携行するもの

①受講票

- ・受講票は講義期間中、常に必要となります。必ず持参してください。受講票を持参しない場合や紛失した場合、講習を受講できないことがあります。

※スマートフォン等電子機器による画面上の提示では受講できません。マイページより受講票をダウンロード後、必ず印刷の上、講義会場に持参してください。

- ・受講票を紛失した場合、予め案内係にその旨を申し出た上、受講票の再発行を申請してください。受講票の再発行申請には身分証明書(運転免許証でも可)の提示が必要です。

②筆記用具

鉛筆、消しゴム等

③構造設計一級建築士講習テキスト(2024年改訂版)

テキストについては、受講すべき講義の初日に配布します。(※2024年改訂版テキストについて、令和6年度または令和7年度に購入している場合を除く。)

申込区分Ⅰまたは申込区分Ⅲの場合、翌日のテキストについては、各自で必ず持参してください。

■修了考査

(1) 必ず携行するもの

①受講票

「会場での受講方式を選択された方」の場合、講義で使用した受講票については修了考査でも使用します。講義終了後も大切に保管してください。

※スマートフォン等電子機器による画面上の提示では受講できません。マイページより受講票をダウンロード後、必ず印刷の上、修了考査会場に持参してください。

②筆記用具

黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンを含む。)、消しゴム。それ以外の筆記用具を使用すると採点されないこともあります。

③関数計算機能を有する卓上計算機

プログラム機能を有せず、小型で音のしないものに限りです。

(2) 携行できるもの(「法適合確認」「構造設計」共通)

①構造設計一級建築士講習テキスト(2024年改訂版)

令和5年度以前に実施された講習(みなし講習を含む。)において使用したテキストの持ち込みは認めません。

②建築物の構造関係技術基準解説書1冊(全国官報販売協同組合発行)※2025年版を推奨します。

「建築物の構造関係技術基準解説書」(2025年版)については、センター発行のものではありません。詳細については、(一財)建築行政情報センターまたは(一財)日本建築防災協会にご確認ください。

③鉛筆削り、字消し板、問題チェック用の蛍光ペン等の筆記具

④定規(直定規、三角定規)、分度器、コンパス、三角スケール、円・楕円・正三角形・正方形及び文字用の型板(テンプレート)

⑤時計(通信機能、計算機能がないもの)

(3) 携行できないもの

電動消しゴム、携帯電話等の無線通信機器(時計機能として使用する場合を含む。)、その他上記(1)、(2)以外のもの

5-2. 無線通信機器について

講義会場及び修了考査会場での携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行する場合、電源を切ってカバン等にしまってください。修了考査時に無線通信機器を使用した場合、直ちに不正行為とみなされることがあります。

5-3. 喫煙について

指定された場所以外での喫煙については、禁止します。

5-4. 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席について確認します。また、講義時間中には離席等についても確認します。離席等の時間が一定時間を越えた場合、欠席扱いとなります。

5-5. 修了考査問題の持ち帰り

受講者に配布した修了考査問題については、考査終了まで考査室に在席した方に限り、その持ち帰りを認めます。

§ 6. 講義会場及び修了考査会場

講義会場及び修了考査会場、その周辺において駐車はできません。公共交通機関を利用してください。

違法駐車の上、警察または会場関係者、近隣住民等より撤去要請があった場合、講義時間または修了考査時間に関わらず退室の上、その撤去を依頼します。それにより講習を修了することができない場合もあります。

6-1. 講義会場

講習地	講義会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	大五ビル2階会議室	札幌市中央区大通西5丁目	札幌市営地下鉄「大通駅」徒歩3分
仙台市	宮城県建設産業会館	仙台市青葉区支倉町2-48	地下鉄南北線「勾当台公園駅」徒歩15分 仙台市営バス「交通局大学病院前」徒歩3分
東京都	国際ファッションセンター10階10A	墨田区横網1-6-1	都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出入口すぐ JR中央・総武線「両国駅」東口より徒歩6分
名古屋市	昭和ビル9F会議室	名古屋市中区栄4-3-26	地下鉄東山線または名城線 「栄駅」12番出口より徒歩3分
大阪府	OMM2階会議室	大阪市中央区大手前1-7-31	京阪電車「天満橋」東出口からOMM地下2階に連絡 大阪メトロ谷町線「天満橋」北出口①からOMM地下2階に連絡
広島市	広島県情報プラザ (広島県立産業技術交流センター)	広島市中区千田町三丁目7-47	市内電車 「広電本社前」下車 徒歩7分 市内バス ベイシティ宇品便で広島県情報プラザ前下車 すぐ
福岡市	福岡商工会議所4階	福岡市博多区博多駅前2-9-28	JR「博多駅」(博多口)徒歩10分 地下鉄「祇園駅」(5番出口)徒歩3分 地下鉄「櫛田神社前駅」徒歩3分

6-2. 修了考査会場

講習地	考査会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	かでる2.7	札幌市中央区北2条西7丁目	札幌市営地下鉄「さっぽろ駅」徒歩9分 札幌市営地下鉄「大通駅」徒歩11分
仙台市	宮城県建設産業会館	仙台市青葉区支倉町2-48	地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車徒歩15分 仙台市営バス「交通局大学病院前」徒歩3分
東京都	東京海洋大学 品川キャンパス	東京都港区港南4-5-7	JR・京浜急行「品川駅」南口徒歩10分 東京モレール「天王洲7th駅」徒歩18分
名古屋市	昭和ビル9Fホール	名古屋市中区栄4-3-26	地下鉄東山線または名城線 「栄駅」12番出口より徒歩3分
大阪府	天満研修センター	大阪市北区錦町2-21	JR大阪環状線「天満駅」下車、徒歩2分 大阪メトロ堺筋線「扇町駅」下車、(1番出口)徒歩7分
広島市	広島県情報プラザ (広島県立産業技術交流センター)	広島市中区千田町三丁目7-47	市内電車 「広電本社前」下車 徒歩7分 市内バス ベイシティ宇品便で広島県情報プラザ前下車 すぐ
福岡市	福岡商工会議所4階	福岡市博多区博多駅前2-9-28	JR「博多駅」(博多口)徒歩10分 地下鉄「祇園駅」(5番出口)徒歩3分 地下鉄「櫛田神社前駅」徒歩3分

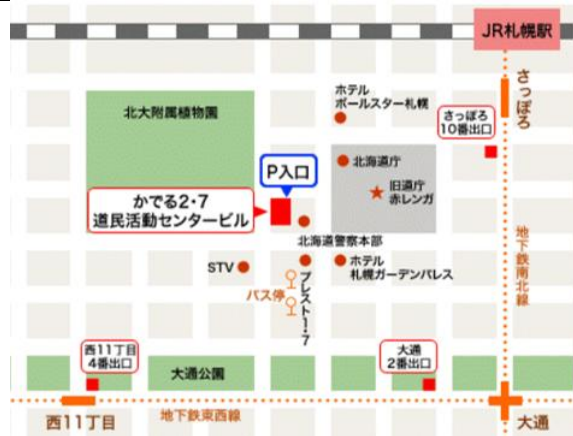
(注) 講義・修了考査会場については変更される場合もあります。令和8年9月1日(予定)以降に発行される受講票により再度確認してください。

6-3. 講義会場案内図

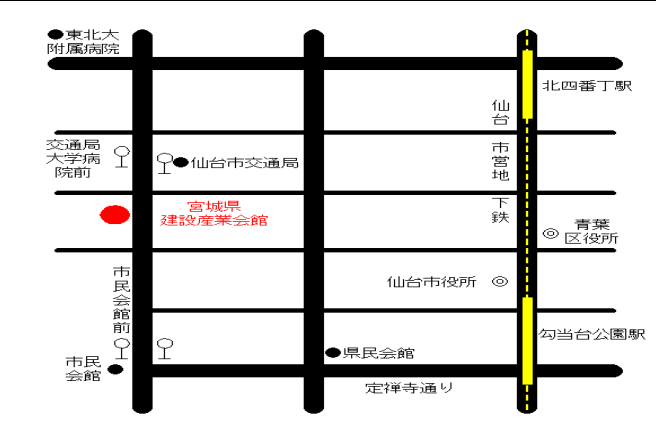
<p>講習地：札幌市 大五ビル2階会議室</p>	<p>講習地：仙台市 宮城県建設産業会館</p>
<p>講習地：東京都 国際ファッションセンター10階10A</p>	<p>講習地：名古屋市 昭和ビル9F会議室</p>
<p>講習地：大阪府 OMM2階会議室</p>	<p>講習地：広島市 広島県情報プラザ</p>
<p>講習地：福岡市 福岡商工会議所</p>	Empty space for the final map

6-4. 修了考査会場案内図

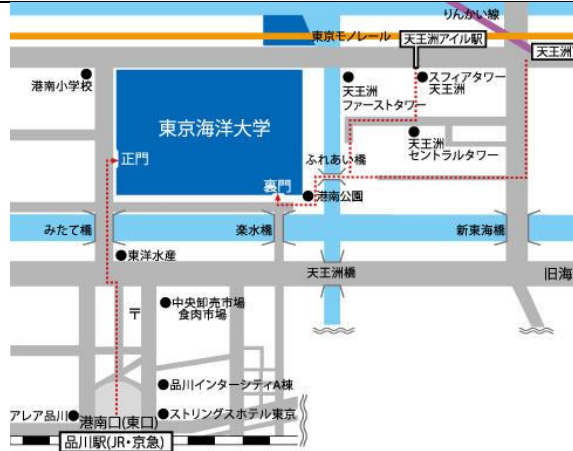
講習地：札幌市 かでる2・7



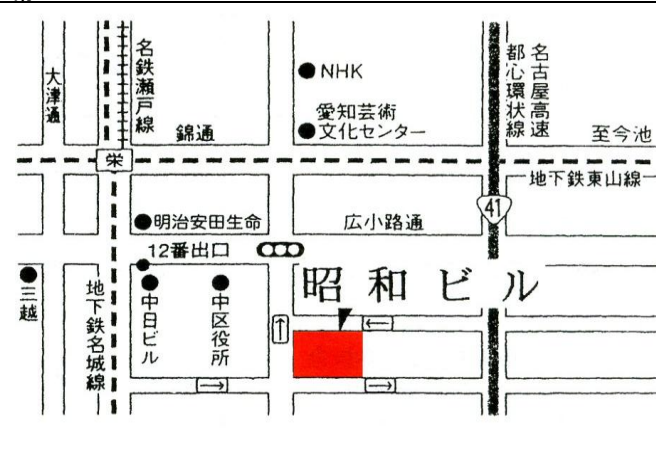
講習地：仙台市 宮城県建設産業会館



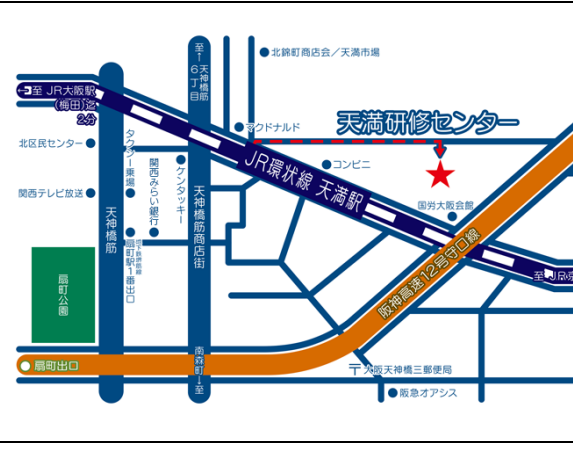
講習地：東京都 東京海洋大学 品川キャンパス



講習地：名古屋 昭和ビル9Fホール



講習地：大阪府 天満研修センター



講習地：広島市 広島県情報プラザ



講習地：福岡市 福岡商工会議所



§ 7. 受講申込後の届出

7-1. 受講申込記載事項変更届

受講申込後に氏名、住所、勤務先等に変更が生じた場合、下記の変更届をセンターに提出してください。氏名の変更がない場合、FAX または電子メールによる申請も可能です。

※講習地の変更については、変更を希望する先の会場に席の空きがある場合に限り認めます。

講義の受講地を変更した場合、修了考査の会場も変更となります。

(1) 必要書類

①構造設計一級建築士講習受講申込記載事項変更届(詳細についてはセンターホームページをご確認ください。)

②氏名の変更が生じた場合、戸籍抄本または謄本を併せて提出してください。この場合、郵便(封書)で届け出てください。

(2) 申請期限

①講習地(会場での講義受講)の変更: 令和8年8月28日(金)必着

②会場→配信動画での講義受講に変更: 会場の講義1日目の前営業日まで必着(事前に電話連絡してください。)

§ 8. 個人情報の取扱いについて

- ・構造設計一級建築士講習受講者の修了情報については、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合、建築士名簿の登録事務を行う機関に申込情報を提供することがあります。
- ・個人情報の取扱いについては、講習に係る情報提供の目的で使用します。また、センター個人情報保護方針により適正かつ安全に管理します。詳細については、センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)を確認してください。

§ 9. 受講申込に関する問合せ先

公益財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所在地		電話
本部 関東支部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル	050-3645-2747 (構造設計一級建築士 講習問合せダイヤル)
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル	011(221)3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄4-3-26	昭和ビル	052(261)6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31	OMM	06(6942)2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-8-10	TOFUKU3	092(471)6310

センターホームページにより制度案内や受講に関する情報を提供しています。
(<https://www.jaeic.or.jp/>)